

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

A

5

7

10

- 1 Pによる訴因変更請求を許すためには、現訴因と、変更後の訴因について、「公訴事実の同一性」(刑事訴訟法312条1項)があることを必要とする。
- 2 訴因変更制度は、刑事裁判の審判対象である訴因(256条3項)について、~~公訴~~公判において変更を許すものである。検察官が訴因を変更する際に、改めて変更後の訴因で公訴提起をすれば、円滑な公判手続が行われる。そこで、公判手続内で、訴因の変更を認めることで、訴訟を維持したまま、刑罰権の行使手続を行える。また、訴因変更をす
- 10 度には公訴提起をすれば、被告人は新たに訴訟に臨まなければならない負担が生じる。
- したがって、「公訴事実の同一性」があるといえるには、現訴因と変更後の訴因の関係について、一定程度の共通性、同一性がなければならない。具体的には、公訴事実
- 15 について、犯罪構成要件該当事実を離れた、基本的事実が、現訴因と変更後の訴因で共通している必要がある。同一の具体的事実に対して刑罰権を行使しようとしているので、両者の基本的事実が同一・共通していれば、「公訴事実の同一性」がある。
- 20 また、現訴因と変更後の訴因について、一方にしか刑罰権を行使できないような、非両立の関係にある場合でも、「公訴事実の同一性」は認められる。両者が法的に両立する関係にある場合は、被告人は、二重に刑罰権の行使を受けることになってしまったためである。
- 25 3 故に現訴因と変更後の訴因の関係をみるに、両事実は、同一日時、同一場所において発生した事実について同一の関係にある。具体的には、いずれの

1 ページ

裏面へ

訴因と、令和5年8月令和元年5月23日午後7時48分頃、阪大モール内フードコート入口前の事実で起きた事実を対象とする。そして、11枚の事実と甲が行っている。

したがって、事実が発生した時刻、場所について両者は同一の

5 関係にある。

そして、Xが隣にいた女性が肩から掛けていたショルダーバッグ内に左手を差し入れ、在品中を抜き取るうとしたという事実の客体的事実の態様と、現訴因と変更後の訴因で同一関係にある。

10 すると、現訴因は、Xが、Aが肩から掛けていたショルダーバッグ内に左手を差し入れ、在品中を抜き取るうとしたと事実である一方、変更後の訴因は、Xが、Bが肩から掛けていたショルダーバッグ内に左手を差し入れ、在品中を抜き取るうとしたという事実である。

15 両者は、行為の客体、対象について、同一とはいえない。

すると、Aが公判廷において、ショルダーバッグを掛けていたのはBであったことを供述して、Bもこの事実を認めている。そして、Cの供述及び防犯カメラ画像結果報告書について、窃盗の被害に遭いそうになったのがA

20 であるのか、Bであるのか、明確に確認することはできない。

行為の対象、客体について完全な一致がなくとも、現訴因と変更後の訴因を比較して、同一性が認められなければならない。

基本的事実が同一であるという。

現訴因及び変更後の訴因いずれも、~~並Aが掛けたA-B~~

25 ~~が~~肩から掛けていたショルダーバッグ内の在品中については、一致している。窃取行為の被害者については、同一事実に関するものとはいえないが、Xの差し入れ行為の対象物については、同一性がある。

よって、~~并~~現訴因と、変更後の訴因は基本的事実関係

30 が同一である。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)

加えて、現認因と変更後の認因に於て、A、Bの供述や
 証拠を勘案して、現認因に於ては、「犯罪の証明」(336条)が
 なく、無罪となる一方、変更後の認因に於ては窃盗未遂の
 成立が考えられる。両者に於て、刑罰権の行使が一方にのみ
 認められるため、非両立の関係にあるといえる。
 したがって、基本的な事実関係が同一と評価できる。
 4. 以上から、現認因と変更後の認因は、「公訴事実の同一
 性」がある。
 よって、裁判所は、Pによる認因変更を許すべきである。
 以上
 ①、両認因に於て証拠関係は同一であるにも、非両立関係に於て
 異なる事実関係を認めることは可能である。
 以上

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。